

「住まいの健康診断」の“特典”

「住まいの健康診断」を実施した中古住宅をご購入の方は、住宅ローンの優遇を受けられます！

- 「住まいの健康診断」を実施した中古住宅を購入するにあたって、福岡県と提携した県内の金融機関で住宅ローンを利用する場合は、**金利の優遇や手数料の割引等の優遇**を受けられます。
- 具体的な優遇内容は金融機関によって異なりますので、**金融機関に直接ご確認ください**。

住宅ローンのお申し込み、ご相談ができる金融機関

●福岡銀行	●西日本シティ銀行	●北九州銀行
●福岡信用金庫	●福岡ひびき信用金庫	●筑後信用金庫
●大川信用金庫	●九州労働金庫	
●J Aグループ福岡		
J Aむなかた J A粕屋 J A福岡市東部 J A福岡市 J A糸島 J A筑紫 J Aふくおか八女 J A柳川 J Aみなみ筑後 J A北九		

(金融機関コード順)

「福岡県こどもリノベ補助金」の“特典”

【フラット35】地域連携型の適用により【フラット35】の借入金利の引き下げが受けられます！

- 【フラット35】**地域連携型**とは、子育て世帯や地方移住者等に対する積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などの財政的支援とあわせて【フラット35】の**借入金利を一定期間引き下げる制度**です。
- 「**流通型**」(「住まいの健康診断」を受けた中古住宅の購入後にリノベーション)で、「福岡県こどもリノベ補助金」を受ける場合が対象となります。

※【フラット35】**地域連携型** をご利用を検討されている方は、通常とは異なる流れで「福岡県こどもリノベ補助金」の申請を行う必要がありますので、事前に窓口（福岡県 住宅計画課 計画係：092-643-3732）にお問い合わせください。

- 金利の引下げ幅やご利用の要件等は、**住宅金融支援機構の窓口までご確認ください**。

お問い合わせ先



住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

九州支店 営業グループ
TEL **092-233-1507**

【フラット35サイト】
www.flat35.com
右のQRコードを読み取り、
【フラット35サイト】にアクセス！



「住まいの健康診断」のご相談・お申込は応援宣言事業者にご相談ください

「住まいの健康診断」に関するご相談は当店へ

「住まいの健康診断」 応援宣言事業者について

住宅市場活性化協議会が、福岡県内の不動産事業者（宅建業者）で「住まいの健康診断」の応援を宣言した事業者を登録する制度です。
「住まいの健康診断」ホームページで公開中です。



このステッカーとノボリが目印！

「住まいの健康診断」「福岡県こどもリノベ補助金」のご紹介

2026 年度版

福岡県 + (公社)福岡県宅地建物取引業協会
(公社)全日本不動産協会 福岡県本部
からの**補助**により

お得な料金で利用できます！



買いたいも、売りたいも、安心とご一緒に！

住まいの健康診断

Fukuoka Home Inspection

宅建業法インスペクション対応！

中古住宅を売る前、買う前に

**住まいの専門家が
建物の状態を診断します！**

売却又は購入予定 売り主

応援宣言事業者 構造、雨漏り等、設備配管等をチェック

住宅ローンの手数料割引 **中古一戸建て住宅**

オプション/床下進入・小屋裏進入・耐震診断・断熱材施工状況・瑕疵保険事前検査

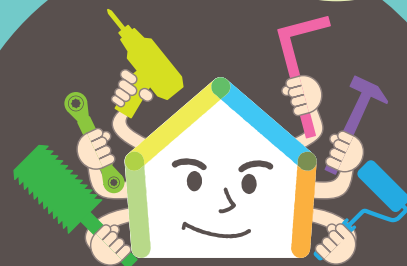
中古分譲マンション 遠方居住の売主もお得

住宅ローンの金利優遇 目視及び計測 **買い主**

県内に居住する若年世帯・子育て世帯は
最大 **50** 万円補助！

**県外から対象市町村に
これから移住**または **移住後1年未満**の
若年世帯・子育て世帯は

最大 **75** 万円補助！



補助をもらって中古住宅をリノベーション！

福岡県こどもリノベ

福岡で。より快適に。より子育てしやすく。

「住まいの健康診断」を行った

中古住宅購入の際や

親世帯との同居のために行う

若年世帯・子育て世帯の

リノベーションを支援します

購入+リノベ 親世帯と子世帯 居住性向上 省エネルギー

若年世帯 流通型 対象は 30 万円以上の工事 長寿命化 新しい生活様式

子育て対応 **移住で補助アップ** バリアフリー 防犯性向上

中古分譲マンション 子育て世帯 県内の工事業者

「住まいの健康診断」済み 持家型 **同居+リノベ**

中古一戸建て住宅

❀ 福岡県は、中古住宅の安心取引を応援します



Fukuoka Home Inspection

「住まいの健康診断」の概要

- 「住まいの健康診断」は、売却（購入）予定の中古住宅に対して、一定の基準を満たす住まいの健康診断実施事業者*1が建物状況調査を行い、建物の状態を明らかにするものです。
売却（購入）前に建物の状態が明らかになることで、売主・買主双方が安心して中古住宅の取引を進めることができます。

※1 （一財）福岡県建築住宅センター

住まいの健康診断の お問い合わせ

住宅市場活性化協議会 事務局
一般財団法人 福岡県建築住宅センター 企画情報部

TEL 092-781-5169

住宅市場活性化協議会について

福岡県が発起人となり、ストック重視・市場重視の観点から、官民が連携し、既存住宅市場・リフォーム市場の活性化を図ることを目的に設立された協議会です。

構成団体

■福岡県商工会議所連合会 ■（公社）福岡県宅地建物取引業協会 ■（公財）日本賃貸住宅管理協会九州ブロック
■（一社）福岡県建設業協会 ■（一社）日本住宅リフォーム産業協会九州支部 ■西部ガス（株）
■（公社）全日本不動産協会 福岡県本部 ■（公社）福岡県不動産鑑定士協会 ■福岡中小建設業協同組合
■福岡県建設関連産業協議会 ■TOTO（株）九州支社 ■（独）住宅金融支援機構 九州支店
■北九州市 ■福岡市 ■福岡県 ■（一財）福岡県建築住宅センター

「住まいの健康診断」の診断メニューと利用者負担額

- 「住まいの健康診断」の基本診断は、国土交通省で規定される「既存住宅状況調査方法基準」の項目になります。
- （一財）福岡県建築住宅センターの実施する調査では、目視による設備配管などの調査も行います。（基本診断の調査範囲内）
- 基本診断の調査範囲には、床下・小屋裏（天井裏）に進入しての調査は含まれておりません。
床下・小屋裏の詳細な調査をご希望の場合は、オプションをお申し込みください。

基本診断

通常料金（税込）

66,000 円

福岡県、（公社）福岡県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会 福岡県本部による補助があるため、基本診断にかかる利用者負担額は、通常料金から下記の額に減額されます。

※（公社）全日本不動産協会会員の事業者でお申し込みの場合、減額分（10,000 円）が診断実施後に（公社）全日本不動産協会より助成金として支給され下記の額となります。

診断メニュー	仲介事業者	ご利用者負担額（税込）			
		購入希望者		物件所有者	
		若年世帯又は 子育て世帯（注1）	左記以外	物件所有者が 遠方に居住（注2）	左記以外
	仲介事業者が（公社）福岡県宅地建物取引業協会 会員 または（公社）全日本不動産協会 会員	12,000 円	46,000 円	36,000 円	46,000 円
	その他上記のいずれにも属さない不動産事業者	22,000 円	56,000 円	46,000 円	56,000 円

+

診断メニュー	ご利用者負担額（税込）	
	一戸建て住宅	分譲マンション
オプション診断	①床下進入調査	11,000 円
	②小屋裏進入調査	11,000 円
	③耐震診断（①・②の調査を含む）（注3、注4、注5）	33,000 円
	④断熱材施工状況調査（①・②の調査を含む）（注6）	33,000 円
*オプション診断は、基本診断と同時に申し込みが必要です。	⑤瑕疵保険事前検査（①の調査を含む）（注7）	16,500 円

- ◆床面積 200 m²超の戸建住宅は、超過面積 100 m²以内毎に追加料金 22,000 円（税込）が発生します。
- ◆対象戸数が 10 階超の階にある共同住宅は、超過の階数 10 階以内毎に追加料金 11,000 円（税込）が発生します。
- ◆各補助金の予算にはそれぞれ上限があるため、各予算の上限に達し次第、該当の補助金分は申込者の負担となります。
- ◆振込手数料は、別途ご負担ください。
- 注1：若年世帯：配偶者（婚姻の予定者等を含む）との年齢の合計が 80 歳以下である世帯。
子育て世帯：同居者に 18 歳未満の者または妊娠している者がいる世帯。
- 注2：「所有者が遠方に居住している場合」とは、調査対象となる住宅の所在地と住宅の所有者の住所が、直線距離で 50km 以上離れている場合をいいます。
- 注3：耐震診断の対象物件については、2000 年（平成 12 年）5 月以前に建築された 2 階建て以下の木造戸建住宅（在来工法・枠組壁工法）に限りです。
- 注4：耐震基準適合証明書発行について
●オプションにおける耐震診断を実施し、その結果が適合の場合に限り、追加 22,000 円（税込）で耐震基準適合証明書が発行できます。
●耐震工事の引受け及び耐震補強工事後の耐震診断による耐震基準適合証明書の発行は行っておりません。
- 注5：「④断熱材施工状況調査」を併せて申込される場合は、追加料金 11,000 円（税込）が発生します。
- 注6：目視の範囲において、断熱材の施工箇所や脱落の有無などについて調査します。
●断熱材の種類や厚みの計測などは調査できません。
- 注7：瑕疵保険事前検査の対象物件について（新耐震基準に適合している必要があります。）
●個人間売買物件に限りです。
●「③耐震診断」との同時申込はできません。
●宅建業者が売主又は被保険者となる瑕疵保険については対象としておりません。
●事前検査であり、瑕疵保険への加入が保証されるものではありません。
●保険法人の指定はできません。

仲介事業者 所属団体の お問い合わせ	公 益 社団法人 福岡県宅地建物取引業協会		公 益 社団法人 全日本不動産協会 福岡県本部	
	TEL	092-631-1717	TEL	092-409-1161
	FAX	092-631-0445	FAX	092-409-1169
	URL	https://www.f-takken.com/freins/ featured/inspection/buy/detached	URL	https://fukuoka.zennichi.or.jp

宅建業法への対応

平成30年4月1日に改正された宅建業法により、不動産事業者は、住宅の売却（購入）の媒介依頼を受ける際に、売主（買主）に対して「インスペクション（建物状況調査）」を実施するかどうかを確認し、実施した場合は重要事項説明書や売買契約書に記載することが義務づけられました。
「住まいの健康診断」は、宅建業法で規定されるインスペクション（建物状況調査）に該当する調査です。

「住まいの健康診断」の対象と診断の概要等

対象物件	①、②を満たす中古一戸建て住宅（主たる建築物）及び中古分譲マンション。 ①福岡県内であること ②売却（購入）予定であること ※ただし、新築後 1 年以内の住宅で居住実績のないものは除きます。 ※中古分譲マンションは一住戸を対象とした診断となります。建物一棟の診断は対象としておりません。	診断概要	●国の『既存住宅状況調査方法基準（平成 29 年度国土交通省告示第 82 号）』に則り、目視、計測及び打診等により建物の状態を診断します。 ※調査の観点：構造、雨漏り ※調査部位：基礎、土台床組、床、柱、梁、外壁、軒裏、バルコニー、内壁、天井、小屋組、屋根 ※「住まいの健康診断」は建物について、図面との整合性や性能・耐久性等を保証するものではありません。
申込方法	お申込みと手続きについては、次項をご覧ください。 「住まいの健康診断」をお申込みの際は、仲介事業者にご相談ください。	情報提供	●診断済物件であることを公開 「住まいの健康診断」の調査結果の概要を不動産情報サイト等で情報提供して下さい。

「住まいの健康診断」の申込みと手続きについて

- 1 事業内容の確認
●不動産事業者（仲介事業者）から事業内容の説明を受けてください。
●まずは、「住まいの健康診断」応援宣言事業者に相談しましょう。
（応援宣言事業者は「（一財）福岡県建築住宅センター」のホームページにて公開しています。）
- 2 お申込み
●不動産事業者（仲介事業者）を通じて「（一財）福岡県建築住宅センター」のホームページにある申込フォームよりお申込みください。
●間取りが確認できるもの（できれば寸法等が把握できるもの）を申込フォームよりアップロードしてください。
※申込フォームがご使用できない場合は「（一財）福岡県建築住宅センター」までご連絡ください。
- 3 診断費用の振込
●診断費用を指定口座に振り込んでください。
●調査日の 2 営業日前までに入金してください。
※入金が確認できない場合は調査を中止しますのでご注意ください。
- 4 調査の実施・立ち会い
●点検口がない小屋裏及び床下部分、家財等で目視できない部分については調査を行うことはできません。
●事前に点検口の有無を確認の上、家具等がふさいでいる場合は移動しておいてください。
※調査当日は点検口を開放しておいてください。調査者での畳上げ等は致しません。
- 5 報告書の受け取り
●「住まいの健康診断」報告書を仲介事業者へ郵送します。
●報告書の作成期間は、基本診断は調査実施日からおおむね 7 営業日後、オプションで耐震診断をつけた場合には、調査実施日からおおむね 21 営業日後が目安です。
●お申し込みが集中した場合や劣化が著しい場合には、報告書作成が遅れる場合がありますので、予めご了承ください。
- 6 情報提供
●「住まいの健康診断」済みであることを不動産情報サイト等で明示することが必要です。
●物件購入を検討している方に対して、調査結果の情報提供を行ってください。



【ホームページ】



【申込フォーム】



補助金をもって中古住宅をリノベーション！
福岡県子どもリノベ
福岡で。より快適に。より子育てしやすく。

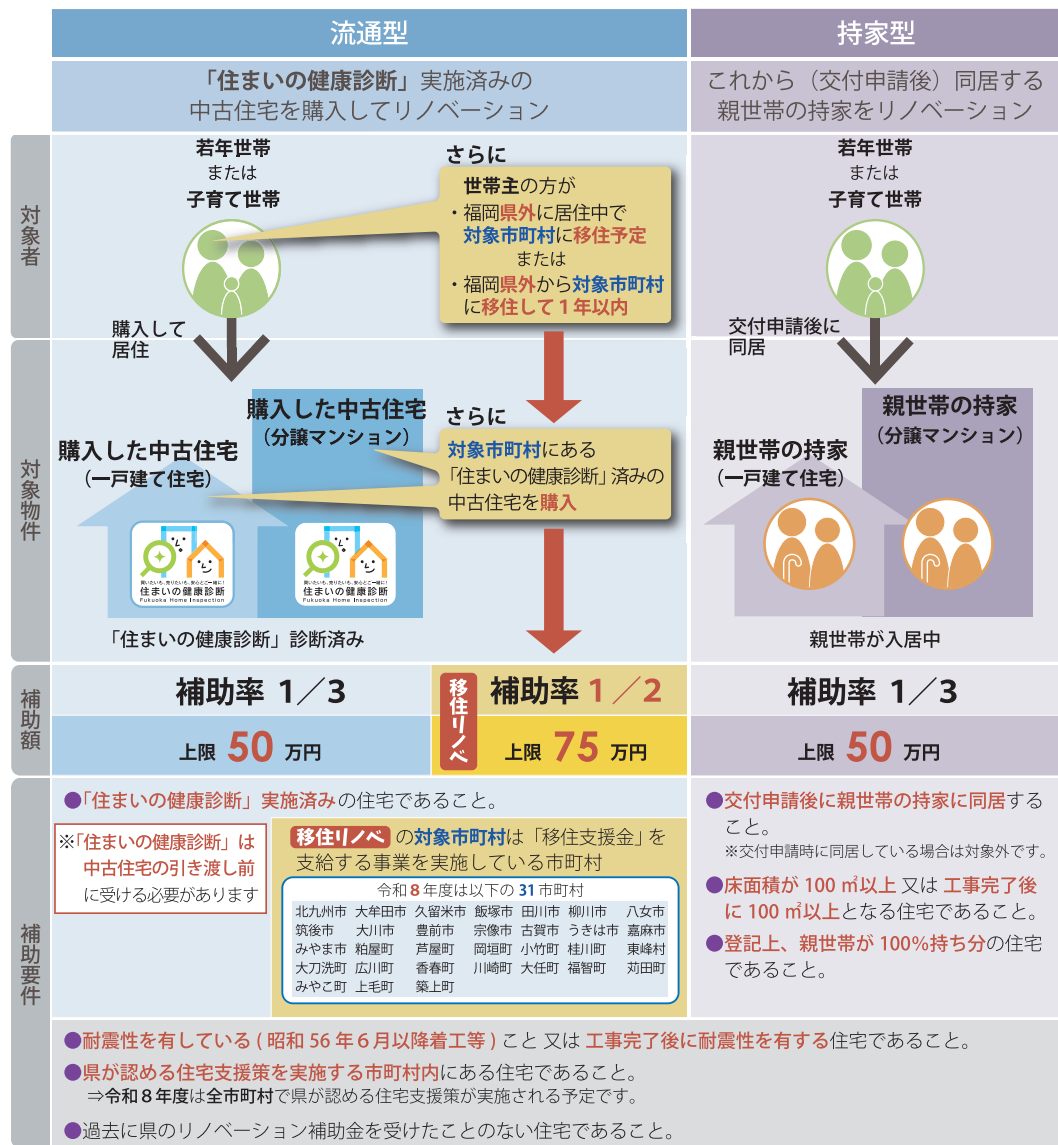
「福岡県子どもリノベ補助金*」の概要

正式名称は、「福岡県子どもリノベ補助金」の概要

- 若年世帯※1・子育て世帯※2が良質な中古住宅を取得できるよう経済的支援を行うものです。
- 若年世帯・子育て世帯が購入した「住まいの健康診断」実施済みの中古住宅や、若年世帯・子育て世帯がこれから同居する親世帯※3の持家に対して、子育てしやすい住宅にリノベーションする工事について、その費用の一部を福岡県が補助します。

対象と補助額

- 対象となる物件は、中古住宅（一戸建て住宅・分譲マンション）と親世帯の持家です。
- 中古住宅（一戸建て住宅・分譲マンション）は「流通型」、親世帯の持家は「持家型」の要件を満たす必要があります。
- 「流通型」には、県外から中古住宅を購入して移住する場合に補助金がアップする「移住リノベ」があります。



福岡県子どもリノベ補助金の申請・お問い合わせ

福岡県 建築都市部 住宅計画課 計画係

TEL 092-643-3732
E-mail ; jukeikaku@pref.fukuoka.lg.jp

- ※1 若年世帯 : 配偶者(婚姻の予約者等を含む)との年齢の合計が80歳以下である世帯。
- ※2 子育て世帯 : 同居者に18歳未満の者または妊娠している者がいる世帯。
- ※3 親世帯 : 若年世帯・子育て世帯の世帯主または配偶者の「直系尊属」がいる世帯。
(「直系尊属」とは、父母や祖父母など、自分より上の世代の直系親族のことを言います。)

今すぐWebで検索!

福岡県子どもリノベ

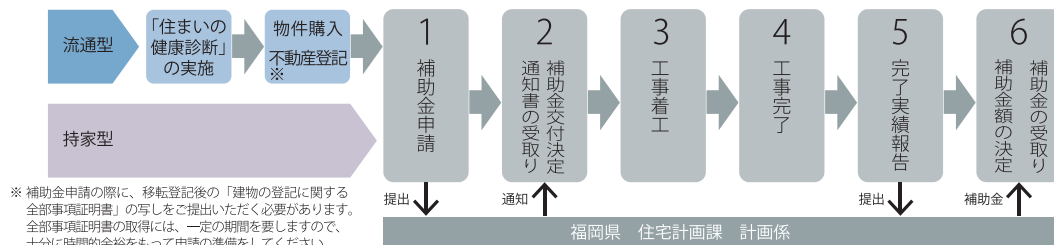


補助対象工事

- 補助対象は、以下に示すリノベーション工事で、かつ県内の事業者が行う工事費30万円以上の工事です。

改修の種類	補助対象となる工事内容			
居住性向上改修	○広さ・間取りの変更 ○駐車場の設置 ○その他子育てに資する改修	○増築 ○屋外スロープの設置 ○手すりの設置	○収納スペースの設置 ○三点（キッチン・洗面・浴室）給湯への対応	○三点（キッチン・洗面・浴室）給湯への対応
	【例1】家事をしながら子どもの見守りができるように、アイランドキッチンへの改修 【例2】子どもの成長に合わせて自由に間取りが変更できるように、可動式間仕切りを設置 【例3】親子が一緒に入浴ができるように、浴室を広くする改修			
長寿命化改修	○耐久性向上改修 ○防水性向上改修	: 屋根、外壁、設備配管等の耐久性を従来より向上させるもの : 屋根、外壁、浴室等の防水性を従来より向上させるもの		
省エネルギー改修	○断熱改修 ○遮熱改修 ○省エネルギー等設備機器の設置	: 窓、外壁、屋根・天井、床の断熱性能を従来より向上させるもの : 窓、屋根、外壁の遮熱性能を従来より向上させるもの : 省エネルギー等設備機器（太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽等）の設置 ※ただし、太陽光発電システム・高効率給湯器は対象外です。		
防犯性向上改修	○窓の改良 ○玄関・勝手口の改良 ○住宅まわりの改良	: C P登録（防犯性の高い建物部品）のガラスの設置、四方枠付き、面格子の設置、補助鍵の設置、窓ガラス全面への防犯フィルムの貼付 : C P登録（防犯性の高い建物部品）のドアの設置、玄関・勝手口を照らす照明の設置 : 門扉の設置、防犯カメラの設置、センサーライトの設置、録画機能付きテレビドアホンの設置、玉砂利の敷き詰め 等		
	○新しい生活様式対応改修	: 住宅内にウイルスを持ち込まないための改修 : 住宅内の感染拡大を防止する改修 : 玄関付近への手洗いの設置、固定式の宅配ボックスの設置、モニター付きインターホンの設置 等 : 自動水栓の設置、網戸の設置、換気扇の設置、換気機能付きエアコンの設置、玄関ドアの換気対策（通風式ドアへの取換え、玄関網戸の設置等）、抗菌・抗ウイルス素材への取り替え（手すり、壁材、床材）、自動開閉式便座への交換、トイレの増設（2箇所目）、シャワールームユニット設置、通風式シャッターの設置 等 : リモートワークやオンライン授業に対応する改修 : ワーキングスペース確保のための間仕切り設置、ワーキングスペースの増築、防音対策、情報コンセント（LAN）の設置 等		
バリアフリー改修	○手すりの設置 ○段差の解消 ○トイレの改良、出入口の戸の改良	○廊下等の幅の拡幅 ○階段勾配の緩和 ○床材料の改良	○浴室の改良	

補助金申請から受け取りまでの流れ



※ 補助金申請の際に、移転登記後の「建物の登記に関する全部事項証明書」の写しをご提出いただく必要があります。全部事項証明書の取得には、一定の期間を要しますので、十分に時間的余裕をもって申請の準備をしてください。

注意事項

- ※他の補助制度にて、補助を受けている（又は受ける予定の）補助対象工事に対して、福岡県子どもリノベ補助金を受け取ることはできません。
- ※工事の着工の前に、必ず申請を行い、交付決定の通知を受け取ってから着工を行ってください。交付決定通知の前に、着工した場合は、補助金を受け取ることができません。
- ※補助金交付決定後、申請内容の変更が生じる場合は、変更交付申請の手続きが必要となる場合があります。
- ※完了実績報告は、工事が完了した日から30日以内に行ってください。年度末は、30日以内であっても2月28日までに行ってください。期限までに完了実績報告書の提出ができない場合は、補助金を受け取ることができません。
- ※予算に限りがありますので、期限前に補助金が終了することがあります。その場合は、予め福岡県のホームページでお知らせします。
- ※補助金申請及び完了実績報告は、ふくおか電子申請サービスによるオンライン申請が可能です。